令和６年11月15日

建設工事業者　各位

建設工事請負契約等における電子保証の導入について（通知）

本市では、受注者の契約事務の負担軽減及び効率化を推進するため、下記のとおり建設工事請負契約等における契約保証及び前払金保証（中間前払金を含む。）について、電子化された保証証書（電子証書）の取扱いを開始しますのでお知らせします。
なお、書面による保証証書も従来どおり提出可能です。

記

１　電子保証とは
これまで保証事業会社から提供されていた従来の「保証証書（書面）」に代わる「電子証書」を、インターネットを通じて確認することができる仕組みです。

２　電子保証の対象となる取扱保証機関
東日本建設業保証株式会社等の保証事業会社

３　電子保証の対象となる保証及び証書
・契約保証：契約保証証書
・前払金保証（中間前払金）：前払金保証証書（中間前払金保証証書）
※保証事業会社が提供するインターネット保証サービスにより発行された保証証書（電子証書）が対象

４　取扱いの開始
令和６年 12 月１日以降に締結する契約から取扱いを開始します。

５　運用方法
(1) 事業者は、保証事業会社と保証契約締結後、保証事業会社から発行された『電子保証にかかる「認証キー（※）」のお知らせ』（ＰＤＦ）を電子メールに添付し、契約案件の担当課（発注課）のアドレス宛に送付してください。
（※）発注課が電子証書を閲覧するために使用する情報
(2) 電子メールで送付する際の件名は、「電子保証にかかる認証キー（案件名）の送付について」としてください。
例：電子保証にかかる認証キー（令和〇年度道路改良工事）の送付について
(3) 送付後、発注課へ電話連絡により到着確認を行ってください。
(4) 発注課は、認証キーを用いて当該電子証書を閲覧し、保証内容を確認します。

６　その他
(1) 現時点では、銀行保証、履行保証保険及び履行ボンド等の保証について、電子保証の対象外とし

ておりますのでご注意ください。

(2) 電子保証の申し込み、契約方法については、保証事業会社にお問い合わせください。

契約・検査担当　鈴木
内線700-96102
外線　36-7220